

# プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きに関する試行要領

(平成22年7月27日)

## 1 目的

この要領は、調査、設計等の業務を建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、複数の者からプロポーザル（技術提案書）の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続きを定める。

## 2 対象業務

本手続きは、次に掲げる業務のうち、理事長が必要と認める業務について行うものとする。ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする業務は本手続きの対象としないものとする。

- (1) 環境影響調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野にまたがる調査等、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等、比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (3) 景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、密度流の二・三次元解析調査、技術・管理システム等の評価検討調査、既設施設の機能診断、先端的な計測・試験を含む地質調査等、先例が少なく解析又は特殊な観測・診断を要する業務
- (4) 計画から設計まで一貫発注する業務
- (5) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする業務
- (6) 標準的な業務の実施手法等が定められていない業務
- (7) その他プロポーザルに基づき執行することが適当であると理事長が認める業務

## 3 業務内容に応じたプロポーザル方式の選定

対象業務の内容に応じて以下のプロポーザル方式のどちらかを選定する。

- (1) 総合評価型プロポーザル方式  
技術提案の内容と、企業や技術者の能力を総合的に評価することにより建設コンサルタント等を特定する方式。
- (2) 技術者評価型プロポーザル方式  
企業の技術者の能力に重点を置いて評価することにより建設コンサルタント等を特定する方式。

## 4 技術提案書の提出者の選定

- (1) 理事長は、2に掲げる対象業務を発注しようとする場合は、別に定める建設コンサルタント選定委員会の議を経て、技術提案書の提出を求める者を選定し、技術提案書の提出要請書を送付することにより、技術提案書の提出を依頼するものとする。

- (2) (1)の技術提案書の提出を求める者の選定に当たっては、原則として広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱に基づく競争入札参加資格の認定を受けている者の中から、業務経歴、技術職員の経験等を勘案し、発注しようとする業務に関し十分な履行能力を有すると認められる建設コンサルタント等を、技術提案書の提出意志を確認の上、3から5社程度を選定するものとする。

## 5 提出要請書の内容

理事長は、技術提案書の提出要請書に次に掲げる事項を記載するものとする。

なお、(4)の技術提案書を特定するための評価基準については、建設コンサルタント選定委員会の議を経て、理事長が決定するものとする。

- (1) 業務の詳細な説明
- (2) 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (3) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (4) 技術提案書を特定するための評価基準
- (5) 技術提案書の提出要請書に不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
- (6) 契約書案、仕様書案
- (7) その他理事長が必要と認める事項

## 6 技術提案書の特定

- (1) 理事長は、提出された技術提案書について、5(4)技術提案書を特定するための評価基準に基づき、建設コンサルタント選定委員会の議を経て、当該業務について技術的に最適なものを特定するものとする。
- (2) 理事長は、(1)により特定した技術提案書の提出者に対して、技術提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

## 7 非特定理由の説明

- (1) 理事長は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかったものに対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知するものとする。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により理事長に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。
- (3) 理事長は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。
- (4) (1)から(3)までに掲げる事項については、技術提案書の提出要請書において明らかにするとともに、(2)に掲げる事項については、(1)の通知において明らかにするものとする。
- (5) (1)の通知は、6(2)の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、5

- (4) 技術提案書を特定するための評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。
- (6) 理事長は、(3) の回答内容を建設コンサルタント選定委員会に報告するものとする。

## 8 実施上の留意事項

- (1) 提出書類の簡素化等を図るため、業務内容に応じて具体的な技術提案を求めるテーマを示し、当該テーマに対する提案を求めるものとする。
- この場合において、提出を要求する書類は、必要最小限とするものとする。
- また、説明書及び技術提案書の提出要請書に提出書類の様式を定め、ページ数や図表枚数を規定するものとする。
- (2) 技術提案書の特定に当たっては、原則として配置予定管理技術者又は担当技術者を対象に技術提案書の内容についてヒアリングを実施するものとする。
- (3) 技術提案書の提出者を選定するための基準及び技術提案書を特定するための評価基準の説明書または技術提案書の提出要請書への記載にあたっては、評価項目、評価の着目点、判断基準、評価のウェイトを示すものとする。
- (4) 技術提案書を提出する建設コンサルタント等が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記させるものとする。
- (5) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。
- (6) 特定しなかった技術提案書は、提出者に返却するものとする。
- (7) 提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあるものとする。
- (9) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に明記するものとする。
- (10) (1) から (8) までに掲げる事項については、技術提案書の提出要請書において明らかにするものとする。

## 附則

この要領は平成22年8月1日から施行する。